Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-02

マックス・ウェーバーと〈意味〉の地平 ： 科学主義とシュタムラー法哲学とのはざまで

橋本, 直人

(Citation)
神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要,16(1):73-82

(Issue Date)
2022-09-30

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/0100476855

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476855

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要
第16巻第1号　2022

研究論文

マックス・ウェーバーと〈意味〉の地平
――科学主義とシュタムラー法哲学とのはざまで

Max Weber and the Horizon of “Meaning”
: Between the philosophy of law by R. Stammler and scientism

橋本　直人*
Naoto HASHIMOTO*

要約：マックス・ウェーバーの理論形成に関して、彼の論文「R. シュタムラーによる唯物史観の『克服』」の重要性はしばしば指摘されるが、その含意が十分に解明されたとは言いがたい。その理由の一つは、批判相手であるシュタムラーが今では半ば忘れられた存在となっていることにある。そこで本稿は、シュタムラー自身の問題関心にさかのぼることで、ウェーバーによるシュタムラー批判の意味を検討する。

シュタムラーの理論は歴史法学批判に始まる。その焦点は、科学主義の流入により法学が雑多な経験的知識の混沌に陥ったことにある。彼が「因果科学」と「目的科学」とを区別したこともこの問題関心から理解できる。だが、こうしたシュタムラーの理論は、社会科学を経験的分析から切り離してしまうことをも意味した。これに対しウェーバーは、一方で科学主義への批判を共有しつつも、シュタムラーの「目的科学」を批判して経験的な社会科学を切り開こうと試みた。そしてその批判を通じてウェーバーが見出したのが、経験的・因果的な〈意味〉の地平なのである。その後、この地平の上に、彼の理解社会学が形成されていくこととなる。

このように理解できるならば、ウェーバーの理論形成は科学主義／反科学主義の二項対立を超える試みとして、現代にもなお意義を持つと言えるだろう。

キーワード：Max Weber，Rudolf Stammler，ドイツ社会学，法哲学，科学主義

1．はじめに

本稿の目的は、法学者・法哲学者であるルドルフ・シュタムラーと、彼の理論に対するマックス・ウェーバーの批判とを手掛かりとして、ウェーバーの理論形成のステップを当時の学問状況の中に位置づけることである。そしてこの試みは、ウェーバーの理論が現代の知的状況にとってどのような意味を持ちうるか、新たな観点から光を当てることにつながるだろう。

ウェーバーの理論形成の過程において、シュタムラーを批判した長大な書評論文「R. シュタムラーによる唯物史観の『克服』」（1907、以下「シュタムラー批判」と略）が重要な位置を占めていることは、すでに先行研究でもしばしば指摘されている（向井 [2000]、牧野 [2007: 156]、中野 [2020: 144] など）。またこれらの指摘とともに、ウェーバーが『理解社会学のカテゴリー』の冒頭注 [MWG I/12: 391=1990: 6] において、自らの理論を「シュタムラーが『言うべきだったはずの』ことを示すために展開」した、と述べていることもよく知られている。さらに『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』（1905、以下『客観性』）や『ロッシャーとクニース』、「マイヤー批判」など、細かく見ていけば、ウェーバーのテクストの中でシュタムラーに言及している箇所は決して少なくないことが確認できる。

だが、現在のわれわれから見ると、なぜウェーバーがこれほどまでにシュタムラーの理論にこだわったのか、彼がシュタムラーの何にいら立ち、何を「言うべきだった」と主張しているのか、必ずしも判然としない部分がある。その原因の一端は、ウェーバーとシュタムラー、そして形成期のドイツ社会学を取り巻く当時の学問状況・論争状況が見えにくくなっていることにもあるだろう。特にシュタムラーは、

＊　神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授

（2022年3月30日　受付
2022年7月12日　受理）

法哲学を中心として当時の社会科学や哲学の領域で大きな議論を呼んだ重要人物でありながら、今日では半ば忘れられた存在となってしまっている。その結果、シュタムラーに対するウェーバーの批判が当時の状況の中でどのような位置を占めていたのかも理解しにくくなってしまったのではないか。

そこで本稿では、まずシュタムラーの理論について概観し（2節）、ついで彼の理論展開の原理的なモチーフを初期の論文「歴史法学の方法について」と『唯物史観から見た経済と法』から確認する（3節）。そしてそれを踏まえ、ウェーバーが「何を問題として」シュタムラーを批判したのかを考察する（4節）。最後に、当時の学問状況における両者のその後をたどることとする（5節）。

2．シュタムラーの人物と理論：その概観

まずはシュタムラーがどのような人物であったかを簡単に見ておこう。

1856年にヘッセンで生まれたシュタムラーは、1874～7年にギーセンとライプツィヒで、特にヴィントシャイトの下で法学を学ぶ。1880年にはライプツィヒでローマ法の教授資格を得て82年からマールブルク大学の院外教授、その後ギーセン大学を経て85年から1916年までハレ大学教授、1916年からはベルリン大学教授となる。1921年には退官するが、1933年にはアメリカ芸術科学アカデミーの会員にも選出される一方、34年にはナチスの設立したドイツ法律アカデミーにも参加している。ただし1933年から38年に没するまでの著作はないとされる。

こうした略歴からも、シュタムラーが当時のドイツ法学・法哲学分野において重要な地位を占めていたことは容易にうかがえるが、もちろんそれは肩書だけの問題ではない。シュタムラーは、法実証主義に対する批判的な潮流を先導した理論家として法思想史上も重要な位置を占めている。

森末[1994]はじめ法思想史の概説書によれば、サヴィニーやプフタらの主導する歴史法学派は、当時さまざまな法（各ラント法、慣習法、現代ローマ法など）が乱立していたドイツの法的状況に対し、一方で法の歴史性を重視し、諸法の根底にある歴史的な本質の探求を掲げ、他方で各実定法について概念・論理操作を行うことでの法の統一を追求した。だが、時代が進むにつれて「歴史的また社会的現実に立脚した学問としての法学の確立という課題は後退してしまった（歴史的方法の建前化ないしは有名無実化）」[森末 1994:117]とされる。こうして19世紀後半に法実証主義が確立された結果、自然法論をはじめ道徳や理念に照らして「あるべき法」を問うという問題関心が排除され、既存の実定法だけに基づいてその概念・論理操作に専念する法教義学的研究が法学の主流となっていく。

法実証主義は、一方で法典編纂などの形で重要な成果に結実するが、他方ではイェリネクから抽象的な概念操作に囚われた「概念法学」として厳しく批判されるなど、そのあり方に対する批判も高まっていく。そして、シュタムラーが「あるべき法」への問いを再提起することで法実証主義への批判的な動向を代表し、新たな潮流への先鞭をつけたとされている。

以上の位置づけを踏まえ、次にシュタムラーの主張を概観しておこう。とはいえシュタムラーの著書は、ウェーバーが批判した『唯物史観から見た経済と法』（初版1896年、以下『経済と法』）に加え『正法論』（同1902年）、『法学の理論』（1911年）の3冊の大著をはじめ多数の著作を残しており、紙幅の都合もあってここでその全体像をたどることは到底できない。そこで以下では、行論上に必要な最低限のポイントだけをまとめたい[1]。

さて、上記の通りシュタムラーは法実証主義を批判するために、「法とは何か」「あるべき法とはいかなるものか」という法哲学的な問いを提起し、しかも個別経験的な法の内容に依拠することなく「無制約的に妥当する普遍的洞察」をもって答えようとする。そのためにシュタムラーが依拠するのが、経験的な内容に左右されない認識の普遍妥当性を問うたカント哲学の枠組である。

普遍的な学問的洞察としての法学を追求するシュタムラーは、まず法一般の「概念」とあるべき法の「理念」とを区別する。というのも、前者は法一般の「形式」にかかわるのに対し、後者は個別的な法の「内容」にかかわる問題だからである。その上で、シュタムラーは法の概念を「不可侵かつ自決的に結合[拘束]する意欲」[Stammler 1925: 409=1942: 61]と定義する。以下、この概念規定の意味を敷衍しておこう。

シュタムラーによれば、法秩序は「諸目的を達成するための一手段」[Stammler 1925: 400= 1942: 38]である。その上で、シュタムラーは「原因と結果に即した観察」と「目的と手段の定立」とを区別し、外的な印象や知覚にかかわる前者を対象とするのが因果科学であり、人間の意欲 menschliches Wollen に関する後者を対象とするのが目的科学である、と規定する。したがって当然ながら法学は目的科学に属するし、法は意欲の一種として理解される。

その上で、法学を含む社会科学の固有性を、たんに個々人の個別的な意欲ではなく「共同の目的追求」を行う「結合する意欲」の存在に見出す。そもそも「社会生活」が社会科学の固有の対象として存在するためには、個々人の結合が「単なる自然的な結合」と区別されなければならず（自然的な結合な

らば因果科学の対象となる)、またその意欲も個々人の個別的・内的な意欲であってはならない（個人的な意欲では道徳と区別できない)。それゆえ、シュタムラーにとって社会生活は「外的に規制された協働」という「論理的な制約条件」[Stammler 1925: 403=1942: 45] のもとで把握されなければならないし、それを成立させるのは「社会的な意欲」つまり「結合する意欲」とされる。

とはいえ、シュタムラーによれば「結合 [拘束] する意欲」には法だけでなく、他に習俗や慣習規律、あるいは権力者の恣意的な強制も含まれる。だが、習俗や慣習規律は、その規制に服する人々の同意を必要とする（それゆえ個々人の個別的な意志内容に従属する「仮言的」な規制である）のに対し、法はそれに服する人々の賛同に従属することなく存立し、「誰が法に服従するか、いつその結合 [拘束] に参入しまたそこから離脱するかを自ら規定する」[Stammler 1925: 405=1942: 50]。その意味で法は「自決的 selbstherrlich」である。また、権力者の恣意が、自ら定立した規制に対して自分を例外とすることで、規制を自身の主観的な意志によって損ないうるのに対し、法は法制定者自身をも拘束する客観性を有し、それゆえ不可侵である。

おおむね以上のような論理によって、「不可侵かつ自決的に結合 [拘束] する意欲」という法概念の定義が導出される。そして本稿の文脈で重要なのは、以上の概念定義との関連において、「社会生活」が「外的に規制された協働」として把握されていることである。その上で、法がこの意味において社会生活の「形式 Form」であるのに対し、「質量 Materie」ないし「素材 Stoff」にあたるのが「社会的経済」であるとされる。

シュタムラーによれば、社会経済現象が「社会的」な経済現象である限り、それもまた「人間の協働」たる社会生活でしかありえない。つまり社会経済的現象は「欲求充足へと方向づけられた協働」なのであって、「人間の欲求充足活動一般」の下位区分ではない (シュタムラーにとって「欲求充足活動一般」は「技術」の問題であり、したがって因果科学の対象となる)。だとすれば、社会経済的現象もまた「社会生活」一般の「論理的な制約条件」に服することになる。それゆえ、法が「社会生活」一般に対する普遍妥当な「形式」であるのに対し、社会経済的現象はすべて「空間における外的諸現象に対応する」[Stammler 1925：396=1942：25] 存在という意味で「質量」ないし「素材」ととらえられる。唯物史観は経済という土台に対して法を「上部構造」と位置づけ、経済過程を「自然科学的に研究されるべき過程」と捉えたうえで土台が上部構造を規定する、と主張するが、シュタムラーからすれば、法という「形式」こそが社会経済現象という「質量」を「論理的に」規定するのである。

以上のような理論構成から、シュタムラーはさらに「あるべき法」の理念の追求へと進み、「自由に意欲する人間の共同体」という理念から「正しい法」（正法、richtiges Recht）の方向づけを導出するのだが、さしあたり本稿の行論上は以上の概観で十分であろう。

３．歴史法学批判から『経済と法』へ

前節での概観を踏まえ、ここであらためて起点に戻り、彼が歴史法学－法実証主義をなぜ・どのように批判していたのかを簡単に確認しておきたい。そのためには、シュタムラーが初期に歴史法学を批判した代表的論文「歴史法学の方法について」(1888 → Stammler [1925：1-40]、以下「方法」）に触れる必要がある。というのも、この論文における歴史法学批判のモチーフが『経済と法』へと引き継がれているからである。

すでに見たように、サヴィニーやプフタらの初期歴史学派は、並立する諸法の根底にある歴史的な本質の探究を掲げたが、その本質として想定されたのが「民族精神 Volksgeist」であった。つまり、「生き生きとした民族精神」が歴史的にさまざまな法を生み出してきたのであり、それら諸法の根底に「民族精神」があるからこそ、これら諸法は根底において統一的に把握可能である、という想定である。だが、その後の歴史学派はこうした想定を維持し続けることができず、結果として法実証主義に行きつくことになる。

シュタムラーはこうした経緯を踏まえ、「今日の法学が歴史法学から引き継いだのは、実証的な内容と規定的な意義とに関する万人に共通の基準、すなわち科学的手続きのあり方、方法というただ一つのものだった」[Stammler 1925: 6] と指摘する。つまり、歴史法学における「民族精神」という想定の喪失は、自然科学的な方法を野放図に拡張する一元論的な科学主義[2] が法学へと流入する結果を招いた、というのである。その結果、法学は実証的・科学的な方法という「形式的な要素」以外に統一性のない、「個々別々への分裂と膨大な意見の混乱」[Stammler 1925: 8] となった、とシュタムラーは批判する。

こうした状況に対し、シュタムラーは指摘する。

> 人々は……法の創造そのものが自然必然的に作用する諸原因の因果性に従うのか、それとも理性の因果性に従うのかを検証する、という点には思い至らなかった。さもなくば、歴史的な諸法を経験的にのみ研究する、という「歴史主義」のモットーに不誠実になってしまうから

> である。／しかし、このような問いかけをしなければ、法の制定における因果性のあり方を解明することはできない。だがこれは批判哲学の方法によってのみ可能なのである……。[Stammler 1925: 13]

この一節で、シュタムラーが「自然必然的に作用する……因果性」と「理性の因果性」、言いかえれば経験的な法則性と理性的・目的論的な法則性とを対置していることは明らかであろう。そして前者を問題視し、克服するために「批判哲学の方法」（＝カント哲学の枠組）が必要である、という主張も容易に見て取れよう。すなわち、シュタムラーが問題視したのは、一元論的な科学主義の流入による法学の混乱状況であった。そしてその解決には「法とは何か」「正しい法とは何か」という、経験に依存しない「普遍妥当な」理論枠組こそが必要だ、とシュタムラーは主張するのである。

シュタムラーの法実証主義批判が決して一方的なものではないことは、いくつかの先行研究も指摘している。たとえば、古くは加藤が「実証的経験的思考は……ただ素材の過多と混乱を招来するという傾向をも生じた」[加藤 1960 :66-7] と指摘し、西村も「三月後期 [三月革命後の時代――引用者] の私法学者たちは、解剖学、生理学、物理学、化学といった専門科学を引き合いに出した」[西村 1987 :104] と述べている。さらに近年ではハーファーカンプ [2011] が、1870 年前後から法学に自然科学的方法（特に「生存をめぐる闘争」をキーワードに掲げたダーウィニズム）を導入しようとする動きがあったことを指摘している [3]。

ハーファーカンプによれば、たとえばシュタムラーが「方法」の中で批判している法学者アドルフ・メルケルは、サヴィニーとダーウィンとの共通性を強調し、歴史上の法的な諸現象を因果的に結びつけることで法発展の一般法則を見いだすべきだと訴えたという。西村も「メルケルは、法律学も……伝統（歴史主義）から革新（自然科学）にスウィッチし、同時にメタモルフォーゼ＝進歩に仕えることを期待した」[西村 1987: 316] と指摘している。

ここでもう一つ重要なのは、西村やハーファーカンプが述べるように、ダーウィニズムをはじめ自然科学的なアプローチを社会理論に持ち込もうとする傾向が、少なからず当時の社会主義と結びついていたという点である [4]。そしてここまでくれば、なぜシュタムラーが歴史法学批判から『経済と法』へと理論を展開させたのか、その意味も推測されよう。つまり『経済と法』において、シュタムラーはただマルクス主義のみを批判したのではなく、当時のマルクス主義を含む「因果科学」、一元論的な科学主義に対抗するための理論的な枠組の提示を試みていたと理解できるのである [5]。

このことを、まず『経済と法』におけるシュタムラーの唯物史観理解から確認しておこう（以下、数字のみの引用はすべて Stammler[1906]）。シュタムラーによれば、唯物史観とは「経験において人間の社会生活を構成するさまざまな要素の間にある体系的関係を科学的に認識」[18] することで「統一的な歴史的考察の一つの方法」を目指す立場である。そしてその狙いは「社会的発展の全体を一つの自然過程として説明すること」[19] であり、その意味では自然科学と同じ「普遍妥当な形式的方法」[71] であるとされる。その限りでは、シュタムラーは唯物史観に一定の妥当性を認めているとも言える。実際、シュタムラーは次のようにも述べている。

> もし社会生活の合法則性という概念を、社会的変化の過程に関する因果的説明という概念と同一視するのであれば、社会生活について合法則的に認識された事象のすべてが究極的には社会的経済という基礎への従属関係にある、という命題をどうして避けられるだろうか。[70]

つまり、シュタムラーの見るところ、唯物史観の理論的な強みは、自然科学と同じ因果科学という「普遍妥当な形式的方法」にある、ということになる。したがって、シュタムラーの唯物史観批判にとって決定的なのは、「社会生活の合法則性として、普遍妥当かつ形式的にどのようなことが考えられるべきか、また人間の社会的存在に関する客観的に正しい考察の概念とはどのようなものか」[72] という問いである。

この点で興味深いのは、同じように自然科学的・因果的方法を導入した社会科学の試みとして、シュタムラーが「現代の社会学」も批判的に取り上げていることである。具体的には、社会学の代表例としてスペンサーを取り上げ、「自然科学の諸概念や研究方法を即座に人間の社会生活へと持ち込み、……こうした仕方で何よりも社会の概念を追求する、そのことによって社会科学的な考察のための地盤を確保しようとする試み」[77-8] と位置づけている。また別の文脈ではジンメルにも触れ、ジンメルの言う「相互作用」もやはり因果的な認識ではないのか、と批判している。

こうした議論を踏まえれば、先に触れた「因果科学／目的科学」というシュタムラーの区分の意味も明らかだろう。シュタムラーは、社会科学を因果科学ではなく目的科学として設定することで、自然科学的・因果的ではない「普遍妥当な形式的方法」を確立しようとしているのである。そして、これもす

でに見たように、シュタムラーが「社会生活」のメルクマールを「共同の目的追求」に置くのもこのことに対応している。シュタムラーによれば、ある時間・空間内に人間が物理的に集まっていることと「社会生活」との区別は、後者においては「各人が単に利己的かつ遠慮なく自分だけのために生活するのではなく、同じ時間・空間内で彼とともに共同生活する他の人間の目的をも自分のものとして扱い、このことによって……共同体を設立する」[96] からに他ならない。そしてこの「共同の目的追求」を可能にする必然的な手段が「外的な規制」としての法ということになる。こうした推論をたどってくれば、上述のように、「社会生活」が「外的に規制された協働」として定義されるに至るのも自然な帰結と言えよう。

こうしてシュタムラーは、歴史法学批判以来の、自然科学的・実証主義的な方法に対抗して「社会生活」についての「普遍妥当な認識」の可能性を確保する、という課題を実現することになる。だがここまで見てくれば、そこに少なからぬ代償がともなっていたことも明らかだろう。というのも、シュタムラーの理論からすれば「社会生活の科学」=「社会科学」は「目的科学」としてのみ普遍妥当性を要求しうるのだから、「社会科学」は因果的に説明される「社会生活」の具体的内容から論理的に切断されざるを得ない。もちろんシュタムラーも、「社会生活」についての経験的・因果的な分析や説明をすべて否定するわけではない。だが、それらはあくまでも「因果科学」の枠内での営みにすぎず、シュタムラーの理論からすれば「社会科学」としての普遍妥当性を要求しえない、ということになる。

こうしたシュタムラーの帰結が、法学・法哲学の分野を越えて多くの批判や議論を招いたことは言うまでもない。そして、そうした批判者の一人がウェーバーだったのである。

4.『シュタムラー批判』と〈意味〉の地平

シュタムラーの『経済と法』は、数多くの議論や批判を招きつつも版を重ね、1926 年（シュタムラー 70 歳）には第 5 版を数えている。また本稿筆者が管見した限り、20 冊を超える書籍で言及され、数多くの書評も書かれている。そうした中で注目されるのは、シュタムラーへの批判者の中に、後に社会学者とされる理論家たちが少なくないことである。

たとえばジンメルは、早くも『経済と法』初版が出版された同年に論文「社会科学の方法のために」でシュタムラーを批判しているし、またテンニースは 1898 年の文献報告を皮切りに、「自然科学的社会理論について」第 2 部（1905 年）、1915 年の『経済と法』第 3 版の書評と、たびたびシュタムラーを批判している（彼らのシュタムラー批判については後述を参照）。さらに初期の社会学者であるパウル・バルト、マルクス主義者として知られるマックス・アードラー、あるいはルートヴィヒ・グンプロヴィッツなど、社会学分野にかかわってシュタムラーに言及している人物は数多い。このことからも、当時の学問状況においてシュタムラーの理論が法学・法哲学という専門分野を越えて大きな反響を呼んでいたことが確認されよう。

こうした状況において、ウェーバーもまた早くからシュタムラーに留意していた。たとえば、全集版所収の書簡では、『アルヒーフ』の編集を担ったウェーバーが『経済と法』の書評担当者を探している様子がうかがえる（最終的には自分で書くことになったのだが）。さらにさかのぼれば、ウェーバーの「一般（理論）国民経済学」講義要綱（1898 年印刷）には、すでに文献として『経済と法』が挙げられている [MWG Ⅲ /1 : 117]。また 1897-8 年と推定される講義用の手稿では、すでに見たシュタムラーの定式「自由に意欲する frei wollend 人間の共同体」をウェーバーが「自由に行為する frei handelnd 人間の社会」[MWG Ⅲ /2 : 311] へと修正していることも確認される。このように、これらの資料からは、早くからウェーバーがシュタムラーの理論に着目し、しかも批判的に評価していた様子が見て取れる。

また冒頭でも触れたように、「シュタムラー批判」以外のウェーバー自身のテクストにも、シュタムラーへの批判的な言及が散見される。そこで「シュタムラー批判」を取り上げる前に、まずはこれらのテクストのうち、特に『客観性』を見ておこう。そこには、ウェーバーがシュタムラーの「何に対して」いら立っていたかが簡潔に表明されているからである。

例えば、ウェーバーは『客観性』の一節で、社会現象の科学的分析は「一面的」な分析でしかありえない、と指摘した箇所に続けて、次のように述べている。

> その理由は、[人間の] 社会的な並存における規範――それが法的であれ慣習律的であれ――に関する純粋に形式的な考察を越えようとするのであれば、いかなる社会科学的な研究であっても有する認識目標の特性にある。／我々が推進したいとのぞんでいる社会科学は、一つの現実科学である。我々は、我々を取り巻く……生の現実を、その固有性において理解したいと望んでいる……。[MWG I/7 : 174=1998 : 73]

生の諸現象をその文化意義において認識しよ

うとつとめる学問分野のことを、我々は「文化科学」と名づけた。ある文化現象の形成の意義とその根拠は、どれほど完璧であろうと何らかの法則概念の体系から取り出し、基礎づけ、理解可能にすることはできない……。[MWG I/7 : 181-2=1998 : 82-3]

この一節は、社会現象をその固有性と文化意義において認識しようとするかぎり、何らかの「法則性」に依拠して現象の「本質的な」部分を取り出すことはできない、という（よく知られた）ウェーバーの主張を述べた箇所である。だが、一つ目の引用にある「法的であれ慣習律的であれ、規範に関する純粋に形式的な考察」という表現がシュタムラーを示唆していることは、ここまでの議論を踏まえれば明らかであろう。だとすれば、ここでウェーバーは、一方で「法則性」への還元を目指す一元論的な科学主義を批判しつつ、同時に、科学主義への対抗を目指すシュタムラーに対しても距離を取っていることがうかがえよう。

『客観性』におけるシュタムラーへの批判は、以下の箇所にも見て取れる。

歴史的現実の因果的理解という地道な仕事を低俗なこととみなすような人は、そんな仕事をしなくてもよかろう――だが、それを何らかの「目的論 Teleologie」によって代替することは不可能である。我々の考察にとって「目的」とは、ある行為の原因となるようなある結果の表象である。[MWG I/7 : 192=1998 :98]

名指しこそ避けているものの[6]、「歴史的現実の因果的理解……を低俗なこととみなす」立場としてシュタムラーが想定されていることは、ここまでの議論から明らかであろう。そして「それを何らかの『目的論』によって代替することは不可能である」という表現も、明らかにシュタムラーの「因果科学／目的科学」という二分法への批判と理解できる。だとすれば、（少なくともシュタムラー批判という文脈で見れば）ここでウェーバーはシュタムラーの二分法に対して第三の選択肢を提示していることになる。すなわち、歴史的・社会的諸現象をその固有性と意義において因果的に理解する経験科学としての社会科学――これがウェーバーの提示した第三の選択肢である。だとすれば、「目的科学か因果科学か」という二者択一を迫るシュタムラーを批判し、ウェーバーが「第三の選択肢」を理論的に展開したのが「シュタムラー批判」である、と解釈できることになるだろう。

こうした観点から改めて「シュタムラー批判」を見返してみよう。そうすると、次の一節が極めて重要な箇所として見えてくる[7]。

シュタムラーの明々白々たる目的は、考察にとって「社会生活」が「自然」とはまったく異なる客体であることを示し、またそれとともに、「自然科学的方法」とは異なった社会科学の原理が論理的に不可避であることを論証することにより、「社会生活の科学」が「自然科学」と端的に異なるものであることを証明することにある。この対立は明らかに排他的な二者択一と考えられているのだから、「自然」「自然科学」「自然科学的方法」という言葉で何が理解されるべきか、その決定的な判断基準は何なのかを、一義的に確定することが最も重要であろう。[MWG I/7 : 527=1982 :133]

この箇所に続けてウェーバーは、「自然」概念のさまざまな可能性を列挙しながら、最後に「『存在』と『当為』」の対立によって範囲が確定される「自然」概念を提示する [MWG I/7 :529= 1982 :134]。この「自然」概念を採用する場合には、「芸術史・風俗史・経済史・法制史などを含む『歴史科学』の客体の全体」までが「自然科学」の対象に含まれることになる。こうなれば、この「自然科学」とは「因果性のカテゴリーを用いる研究の範囲と完全に一致する」ものであり、つまりシュタムラーが対抗せんとする「因果科学」となる。

それゆえ、ウェーバーがシュタムラーの二者択一に抗して第三の選択肢を提示しようとするなら、こうした「自然」／「社会生活」の区別とは異なる区別を提示しなければならない。そこでウェーバーが提示するのが「意味」という基準である。

ここで我々は、ある客体や事象のうちに「表現されている」と見られた「意味」と、まさにその「意味」を我々が捨象した際に残されるような残余の構成部分とを、思考上で区別してみよう。そしてこの後者の構成部分についてのみ反省を加えるような考察を、つまり「自然主義的な naturalistisch」考察を考えてみよう――こうして我々は、すでに述べたのとは十分に区別されるべき、もう一つの「自然」概念を得ることになる。その場合、自然とは「意味のないもの」das «Sinnlose» である。より正確には、ある事象について我々が意味を問わない場合、その事象は「自然」となる。だがその場合、「意味のないもの」としての「自然」に対立するのは、当然ながら「社会生活」ではなく、まさに「意味のあるもの」、すなわち、ある事象や客体

に付与され、「その中に見出され」うるような「意味」……なのである。[MWG I/7 :542=1982 : 146-7]

ここでウェーバーが提示した「意味のないもの＝自然」／「意味のあるもの」という区別が重要なのは、引用の末尾に指摘されているように、この区別が「存在」／「当為」ないし「因果性」／「規範性」という、シュタムラーが提示した「排他的な二者択一」とずれていることである。すなわち、ウェーバーは「意味のない自然」と「当為」との間に、「因果的に存在しつつ意味を有するもの」の地平を見いだしたわけである。このことは、言いかえれば「意味あるもの」の領域の中に「存在」／「当為」という区別を導入することで、シュタムラーの理論を「意味あるものについての規範科学」として位置づけたということでもある。このように考えれば、この区別の提示以降、ウェーバーが規則の意義の二重性（＝因果性／規範性）について詳細に論じている理由も理解されよう。

だがその詳述の前に、ウェーバーは以下のように釘をさすことを忘れない。

「社会生活」を経験的に存在するものとして論じようとする者は、当然ながら、教義的に存在すべきものの領域へと飛躍を行なってはならない。「存在」の領域においては、我々の例 [異文化間の「沈黙交易」の事例] におけるあの「規則」は、二人の交換当事者の、因果的に説明しうるとともに因果的に作用するような、経験的な「格率」という意味でのみ存在する。[MWG I/7 :546=1982 :151]

存在の領域において因果的に説明しうるとともに因果的に作用するような経験的な「意味」の地平――その延長上に、『カテゴリー』以降のウェーバーの社会学理論が展開されていくことは言うまでもないであろう。そしてそれは、シュタムラーが自然科学的方法の流入に「目的論」で対抗した誤りを正し、「意味のない自然」から区別された「意味あるもの」の領域における社会現象の因果的分析を可能にしたということでもある。まさに「シュタムラーが『言うべきだったはずの』こと」がここから展開されるのである。

5．ウェーバーの孤独とシュタムラーの暗転――結びにかえて

以上のように、ウェーバーは「第三の選択肢」として「存在の領域において因果的に作用し説明されうる経験的な意味」の地平を見いだし、やがてそこから理解社会学を展開していくこととなる。だが、管見の限りでは、このウェーバーの理論展開は、批判の相手であったシュタムラー当人にも、またシュタムラーを批判していた他の社会学者たちにも、十分には理解されなかったように見える。ここでは、シュタムラーからウェーバーへの応答については別稿 [橋本 2020] に譲ることとし、「他の社会学者たち」の例として、ジンメルとテンニースがどのようにシュタムラーを批判していたのかについて簡単に触れておきたい。

すでに見たように、社会学者の中でもジンメルは早い時期にシュタムラーを批判的に論じている。だが彼は「この [シュタムラーによる] 試みの重要性を見誤るつもりはない」と評価したうえで、次のように述べる。

ここでは次のような問いが鋭く捉えられている。それは、諸個人の膨大な並存や交錯から、我々が社会と呼ぶような特別な客体を抽出するのは、どのような観点に即してであろうか、という問いである。そしてその答えは一般に次のように表現されうる。すなわち、諸理念による個々人の統合が生じることによってである、と。……。同様に社会科学的な考察の世界が成立するのは、自然的諸関係の混沌から、人々によって制定された規則に従う諸個人の統合を取り出し、社会科学の統一的な客体としてまとめ上げることによってである。[Simmel 1896=1986 : 8-9]

ジンメルはこの後、シュタムラーの言う「外的規制」なるものが社会の存在にとって「単なる副次的現象」であり、本質的なのは「個々人の総和から一つの新しい統一体が成立する」際の相互作用なのではないか、と批判している。ジンメルの言う「相互作用」については多くの先行研究もあるし、ここで立ち入ることはできない。だが、少なくともジンメルが「因果科学」と「目的科学」の二者択一こそが問題だ、と批判しているとは解釈しがたい。

同様のことはテンニースのシュタムラー批判についても見て取ることができる。

これもすでに見たように、テンニースはたびたびシュタムラーを取り上げて批判的な言及を行なっている。だが、テンニースがシュタムラーを批判する点も、やはり「外的規制」という「社会生活」の規定が「内的な道徳」を無視している、という点なのである。

> [シュタムラーの理論に従えば――引用者] 私は、たとえ非道徳的な動機であっても、それが望ましい行動や不作為を引き起こすのであれば、嬉しいし、満足することになろう。たとえ道徳家としての私にとって、最終的には、人間一般の……純粋に社会倫理的な動機にしか関心がないとしても、まさにこの目標のためにこそ、私にとっては純粋に道徳的な規則の単なる外的順守……こそが何よりも重大であり得るのだ。[Tönnies 1905 → 1925: 196-7]

こうした捉え方から、テンニースはシュタムラーが「道徳教説のカント的な理念」と「経験のなかに存在する道徳教説」との区別を無視している、と批判するのだが、その結果としてテンニースはむしろ「実定的な道徳性 positive Moralität」の重視を主張する。ここでもやはり、本報告がたどってきたような問題が十分に理解されているとは言えないだろう。

このように、ジンメルやテンニースという、やがてドイツ社会学会の設立（1909 年）に際してウェーバーとともに主導的な役割を果たすことになる社会学者たちから見ても、おそらくウェーバーの批判と展望は異質なものだったと思われる。そしてこのことは、その後ウェーバーが早々と社会学会を脱退し、理解社会学への歩みを進めていったこととも無縁ではなかっただろう。そしてウェーバーにとって、その歩みは孤独なものだったのではないだろうか。実際、ウェーバーはヘルマン・カントロヴィチ[8]にあてた書簡の中で、次のように嘆いている。

> 「理解社会学」――そんなに理解できないですか？ あなたも？――「もし青樹に斯く為さば」――なんと惨めな定式化をしてしまったことでしょうか！ これは、「有機体主義的」なもの、シュタムラー的なもの、超経験的なもの、「妥当する」(＝規範的に妥当する) もの、これらをすべて排除して、「社会学的国家論」を純粋に経験的な類型的人間行為の理論として把握するための試み――私の考えでは唯一の道――であって、個々のカテゴリー [をどうするか] は合目的性の問題 [に過ぎない] のですが。[MWG 1/7: 397-8]

この書簡からも、理解社会学が「シュタムラー的なもの」を排除して「純粋に経験的な類型的人間行為の理論」を構築する試みであることがわかる。それとともに、この試みが孤独な歩みであったこともうかがえる。

他方、冒頭でも紹介したように、シュタムラーはベルリン大学教授へと歩を進め、アメリカのアカデミー会員にも選出されるなど、学者としての栄達を極めたかに見える。だが、シュタムラーにおける「目的科学」としての法哲学が経験的な内容と論理的に切断していたことは、後に大きな禍根を残すこととなる。

すでにみたように、シュタムラーの理論はあくまで「目的科学」としての法学の確立を目指すものであり、そこから法的規範の具体的・経験的な内容が導き出されるわけではない。その意味ではシュタムラーの提唱する「自由に意欲する人間の共同体」の理念も「正しい法」も、経験から遊離した空虚な形式性を漂わせている面がある。テンニースがシュタムラーを批判したのはまさにその点だったと言えるが、この問題はやがて次のような批判を招くことになる。

> 唯物史観に対するシュタムラーの批判から始まり、新カント派を経て、具体的精神の形而上学による新カント派の克服へと至る哲学の発展が、ビンダーの絶対的観念論においてその頂点に達した。…[中略]…。最初は純粋に形式的に考えられていた法の理念 die rein formal gedachte Rechtsidee が、こうした発展の過程において、……[最終的には] 諸民族のうちにその歴史的現実性を有するような精神の生命性 Lebendigkeit des Geistes へと変化していったことで、我々はこの運動の進展を、当初は抽象的に考えられていた観念論の絶えざる具体化と把握することができる。この運動は具体的精神としての民族精神の理論に至るが、この理論こそ、ドイツの法学および国家学に哲学的基礎を与えるにふさわしいものである。 [Larenz 1935: 114-5=1942: 163-4]

この文章を残したカール・ラーレンツは、ここで触れられている師のユリウス・ビンダーとともにナチスを支えた法学者として知られている。だとすれば、この引用からうかがえるように、シュタムラーの「正しい法」の理念は、少なくともナチス法学に対する歯止めにならなかったように見える。いや、むしろシュタムラーの理念の抽象性が「絶えざる具体化」への衝動を招き寄せたのだとすれば、その問題性は現代においても無視しえないのではなかろうか。

このように見てくれば、シュタムラーとウェーバーとの間でたたかわれた問題は、決して古臭い過去の問題ではない。いや、一元論的な科学主義の奔流と、これに対抗すると称して経験的根拠のない理念が拡散されるという知的状況は、今のわれわれに

も共通する問題と言えよう。

だとするならば、ウェーバーが「第三の選択肢」を提示したことと、その提案が理解されない孤独なものであったことについて、改めて検討することにも幾ばくかの意義があるのではなかろうか。

※ 本研究は、JSPS 科研費 21H00783 の助成を受けたものです。

注

1 以下、シュタムラーの理論に関する概観は橋本 [2020] を援用している。

2 ここでは、自然科学的な方法を（その適用の可否も十分に検討されず）あらゆる領域へと無際限に拡張しようとする動向を「一元論的な科学主義」と呼んでいる。こうした傾向は、法学に限らず当時の学問状況全般に見られる現象であった。なお、科学主義とウェーバーとの関係については橋本 [2016] も参照。

3 ただしハーファーカンプは、法学者の間でダーウィニズムに対する抵抗が根強かったことも指摘している [Haferkamp 2011: 43-4]。そしてハーファーカンプによれば、抵抗側の代表格の一人がシュタムラーなのである。

4 ここで社会主義およびマルクス主義と、進化論をはじめとする自然科学との関係という大きな問題に立ち入ることはできない。この時代の思想史的な研究としては、たとえば西村 [1987] の第 10 章を参照。本稿も西村の著書に多くを負っている。

5 とはいえ、第 2 版で 700 ページを超える大著である『経済と法』がたった一つのモチーフで説明できると考えるのは無理があろう。例えば牧野 [2007] は、シュタムラーの小著『アナーキズムの理論』を詳細に検討し、個々人の偶然的な意思や特性に依存しない共同体を形成するための法、という主題が『経済と法』へと引き継がれた、と指摘している。

6 この時点でウェーバーがシュタムラーを名指しして直接批判しなかった理由は、例えば『ロッシャーとクニース』の注に見て取ることができる。この注の中でウェーバーは、シュタムラーに影響を受けたビアマンを詳細に批判しているが、最後にこう述べている。「シュタムラー自身との原理的な対決……をすると、この論文はさらに 1 ボーゲン増えてしまうだろうから、ここでは行わない」[MWG I/7: 357=1988: 267]。後の「シュタムラー批判」をみれば、1 ボーゲンでは済まなかったことは明らかである。

7 以下、「シュタムラー批判」における「自然」概念の重要性や「規則」概念の分析については、向井 [2000] が詳細な分析を行なっており、きわめて重要な研究である。本稿は、ある意味ではこの向井論文への思想史的な補論である。

8 カントロヴィチは自由法論の代表者の一人であり、かつウェーバーが自由法論に批判的（ないし懐疑的）であったことは佐野 [2007] も指摘する通りである。だが全集版の書簡から見る限り、ウェーバーは少なくとも人物としてはカントロヴィチを評価していたと思われる。

文献

【ウェーバーの著作】

MWG I/7: *Max Weber Gesamtausgabe. I-7. Zur Logik und Methodik der Sozialwissen- schaften,* Mohr Siebeck, 2018.
=1982: 松井秀親訳「R. シュタムラーの唯物史観の『克服』」,『世界の大思想 ヴェーバー 社会科学論集』, 河出書房新社 , 95-206.
=1988 : 松井秀親訳『ロッシャーとクニース』, 未来社 .
=1998: 富永祐治・立野保男訳、折原浩補訳『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』, 岩波書店 .

MWG I/12: *Max Weber Gesamtausgabe. I-12. Verstehende Soziologie und Werturteils- streit,* Mohr Siebeck, 2018.
=1990: 海老原明夫・中野敏男訳『理解社会学のカテゴリー』, 未來社 .

MWG Ⅲ /1: *Max Weber Gesamtausgabe.* Ⅲ *-1. Allgemeine („theretische“) National- ökonomie. Vorlesungen 1894-1898,* Mohr Siebeck, 2009.

MWG Ⅲ /2: *Max Weber Gesamtausgabe.* Ⅲ *-2. Praktische Nationalökonomie. Vorlesungen 1895-1899,* Mohr Siebeck, 2020.

【その他の文献】

Haferkamp, H-P., 2011: „Rechtsgeschichte und Evolutionstheorie“, Ludwig Siep (Hg.), *Evolution und Kultur,* Ferdinand Schöningh, 35-59.

橋本 直人 2016:「ウェーバーはなぜ『社会学』者になったのか」, 平子友長ほか編著『危機に対峙する思考』, 梓出版社 , 136-152.

――― 2020:「マックス・ウェーバーとルドルフ・シュタムラーの論争について」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』13-2, 81-8.

加藤 新平 1960 :「新カント派」, 尾高朝雄ほか編『法哲学講座』第 5 巻 (上), 53-160.

Larenz, Karl 1935 : *Rechts- und Staatsphilosophie*

der Gegenwart. 2. Aufl., Junker und Dünnhaupt.
=1942：大西芳雄，伊藤満訳『現代ドイツ法哲学』，有斐閣．
牧野 雅彦 2007:「ヴェーバーとシュタムラー」，『広島法学』31-3, 155-187.
森末 伸行 1994:『法思想史概説』，中央大学出版部．
向井 守 2000:「『シュタムラー論文』の意義」，橋本努ほか編『マックス・ヴェーバーの新世紀』，未來社，240-256.
中野 敏男 2020:『ヴェーバー入門』，ちくま新書．
西村 稔 1987:『知の社会史』，木鐸社．
折原 浩 2007:『マックス・ヴェーバーにとって社会学とは何か』，勁草書房．
佐野 誠 2007:「マックス・ヴェーバーの講演『国家社会学の諸問題』(一九一七年)をめぐって」，『法制史研究』57, 1-40
Simmel, G. 1896: „Zur Methodik der Sozialwissenschaft“, *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich* [Schmollers Jb] Bd. 20, S. 575-585.
(Simmel, *Gesamtausgabe*, Bd. 1, S. 363-377.)
=1986:「社会科学の方法論のために」，大鐘武編訳『ジンメル初期社会学論集』恒星社厚生閣，1-21.
Stammler, Rudolf 1906: *Wirtschaft und Recht nach materialistischer Geschichtsauffassung*, 2. Aufl., Veit u. Comp-Verlag.
——— 1925: *Rechtsphilosophische Abhandlungen und Vorträge*, Bd. 1, Pan-Verlag.
=1942: 和田小次郎訳『法及び法の本質』，日本評論社．
竹下 賢 1990:「シュタムラーの歴史法学批判」，今井弘道編『法思想史的地平』，昭和堂，109-139.
Tönnies, F. 1898: „Jahresbericht über Erscheinungen der Sociologie aus den Jahren 1895 und 1896“, *Archiv für systematische Philosophie, NF. Bd. 4*, 99-116.
——— 1905: „Zur naturwissenschaftlichen Gesellschaftslehre. Zweiter Abschnitt“, *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich* [Schmollers Jb] Bd. 29, 1905, S. 1283-1321.
→ 1925: „Die Anwendung der Deszendenztheorie auf Probleme der sozialen Entwicklung. Zweiter Teil“, Tönnies, *Soziologische Studien und Kritiken*, Fischer, S. 195-229.
——— 1915: (Besprechung: Wirtschaft und Recht, 3. Aufl.), *Weltwirtschaftliches Archiv*, Bd. 5, S. 493-502.